

令和8年度 鹿児島市市政広報テレビ番組制作及び放送業務委託に 係る企画提案競技実施要領

1 業務名

令和8年度鹿児島市市政広報テレビ番組制作及び放送業務委託

2 業務の概要

次の(1)から(3)までの市政広報テレビ番組の制作及び放送

- (1) 主要施策番組
- (2) 情報番組
- (3) お知らせ番組

各番組の詳細は別紙「令和8年度鹿児島市市政広報テレビ番組制作及び放送業務委託仕様書」のとおり

3 提案上限額

- (1) 主要施策番組 11,910千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 情報番組 13,750千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (3) お知らせ番組 8,254千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案上限額を超えてはならない。

4 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

5 履行場所

鹿児島市

6 参加事業者

この企画提案競技に参加できる者は、市内全域をカバーする次の民放4局のうち、(1)から(6)までの要件を全て満たしている者とする。

- ・ 株式会社南日本放送（MBC）
- ・ 鹿児島テレビ放送株式会社（KTS）
- ・ 株式会社鹿児島放送（KKB）
- ・ 株式会社鹿児島讀賣テレビ（KYT）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、鹿児島市から指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 告示日現在において、納期の到来している鹿児島市税（市外に主たる事務所等を有する者にあっては、主たる事務所等の所在地の市区町村税）を完納していること。
- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (6) 告示日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

7 参加申込受付

- (1) 提出書類（告示内容に同じ）

- ア 企画提案競技参加申込書（様式1）
- イ 使用印鑑届（様式2。提出する印鑑証明書と同じ印鑑を使用する場合は不要）
- ウ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式3）
- エ 商業登記簿謄本（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）
- オ 印鑑証明書（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）
- カ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市総務局市長室広報課（本館2階） 担当者 榎木
連絡先 電話：099-216-1133
メールアドレス：kouhou@city.kagoshima.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限までに必着。）

※ 直接持参の場合は土曜日及び日曜日並びに令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）までを除く8時30分から17時15分まで。ただし、令和8年1月5日（月）以降は8時45分から16時30分までとする。（いずれも12時から13時までの時間を除く。）

(5) 提出期限

令和8年1月7日（水）16時30分まで（期限厳守）

(6) 注意事項

- ・(1)の提出書類を順番にクリップ留めして、表紙に業務の名称及び事業者名を記入し、提出すること。
- ・告示日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者である者は、(1)の提出書類中、ウからオまでの書類の提出を省略することができる。
- ・参加申込み後に、辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

8 企画提案方法

企画提案については、「主要施策番組」、「情報番組」、「お知らせ番組」のうち、希望する番組について提案すること（複数希望可）

9 委託業者の選定方法

(1) 選定方法

企画提案書の提出後、プレゼンテーション審査を実施し、「10 審査基準」を基に総合的に評価を行い、以下のア～ウの番組の順番で優先交渉者を選定する。

ア 主要施策番組

評価が最も高い局を選定

イ 情報番組

アで選定された局を除き、評価が最も高い局を選定

ウ お知らせ番組

評価が最も高い局を選定

(2) プrezentation

- ・プレゼンテーションでは、「主要施策番組」、「情報番組」、「お知らせ番組」の順で説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションの時間は、1社当たり25分（説明15分、質疑10分）とする。
- ・プレゼンテーションにあたっては、提出された企画提案書及び参考映像を使って説明し、追加資料等の提出は認めない。

- ・プレゼンテーション時に企画提案書及び参考映像を投影して説明しても差し支えない（当日の投影用のパソコンは広報課が準備する）
- ・令和8年2月5日（木）開催予定。詳細は資格審査後、申込者に対し後日通知する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、書面にて個別に通知する。なお、審査結果に係る説明は行わない。また、決定に対する異議は一切認めない。

10 審査基準

提案項目	審査項目	審査基準	配点
1 番組の企画内容	(1) 番組名等	■ 視聴者の興味・関心を惹く提案となっているか	35点
	(2) 番組のコンセプト・特徴	■ 番組コンセプトは、市の目的・ねらいと合致した提案となっているか	
	(3) 基本構成案	■ 視聴者の興味・関心を惹く提案となっているか ■ 視聴者に親しみやすく、わかりやすい提案となっているか	
2 番組の放送体制	(1) 放送回数・時間帯等	■ 市が提案する放送回数を満たしているか ■ 高視聴率が期待できる時間帯の提案となっているか ■ 前後の番組、他局の番組等が考慮された提案となっているか	40点
	(2) 視聴者を拡大する工夫	■ 二次利用の活用ができる提案となっているか ■ インターネット放送を適切に行う提案となっているか ■ 視聴者拡大に向けた独自の取組を盛り込んだ提案となっているか ■ タイアップ企画は適切な提案となっているか（告知番組のみ） ■ 障害者や高齢者等にとっても、わかりやすくするための配慮がなされているか	
	(1) 制作体制等	■ 番組の制作体制やディレクターの起用は適切な提案となっているか	20点
	(2) 番組担当レポーター等	■ 担当レポーター等の起用は適切な提案となっているか	
	(3) 取材日数等	■ 取材や収録の日数は適切な提案となっているか	
	(4) 自社取材素材の活用	■ 自社の他素材の活用が可能な提案となっているか	
4 費用	(1) 費用の妥当性	■ 広報番組の制作及び放送に係る経費の積算内訳は実施内容に対して適切か	5点

11 企画提案書提出手続き

(1) 提出物（エはプレゼンテーションで使用する場合のみ）

ア 企画提案書

A4横、横書き、両面、上綴じとする

※ プrezentationする番組順に、別紙「令和8年度鹿児島市市政広報テレビ番組制作及び放送業務委託仕様書（案）」、「10 審査基準」の提案項目1～4の各審査項目に沿った企画提案内容を記載すること。

※ 表紙には業務名、事業者名を記載すること。

※ 企画提案書をプレゼンテーションで投影する場合は、PDF形式のデータを書き込んだDVDを1枚、併せて提出すること。この場合、エのDVDに書き込んでかまわない。

イ タイムテーブル（番組表）

- ウ 見積書（様式5）
- エ 参考映像（DVD）
- ※ 映像データはMP4又はWMV形式とする。

- (2) 提出数
9部（ただしエは1枚とする）
- (3) 提出先
「7 参加申込受付」に記載の提出先に同じ
- (4) 提出期限
令和8年1月26日（月）16時30分必着

1.2 説明会

- (1) 日時
令和7年12月16日（火）15時～
- (2) 場所
鹿児島市役所 みなと大通り別館302会議室
- ※ 本説明会において抽選を行い、プレゼンテーションの順番を決定する。
- ※ 説明会への出席は任意とし、本企画提案競技の参加要件とはしない。

1.3 質疑応答

- (1) 質問方法
別紙「質問書」にて、電子メールで送信し、電話で受信確認を行うこと。
- (2) 質問受付期限
令和7年12月18日（木）17時15分まで（期限厳守）
- (3) 質問先
「7 参加申込受付」に記載の提出先に同じ
- (4) 質問への回答
質問の内容とその回答を令和7年12月24日（水）までに本市ホームページに掲載する。

1.4 契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
① 告示	令和7年12月15日（月）
② 説明会	令和7年12月16日（火）
③ 質問受付期限	令和7年12月18日（木）17時15分
④ 質問回答	令和7年12月24日（水）予定
⑤ 参加申込書提出期限	令和8年1月7日（水）16時30分
⑥ 参加決定通知	令和8年1月14日（水）予定
⑦ 企画提案書提出期限	令和8年1月26日（月）16時30分
⑧ プrezentation審査	令和8年2月5日（木）予定
⑨ 審査結果通知	令和8年2月9日（月）予定
⑩ 契約	令和8年2月末

1.5 無効となる提案

- 提案が次のいずれかに該当する場合には無効とする。
- ア 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- イ 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- エ その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

1 6 提案書等の取扱い

- (1) 提案書等は、返却しないものとする。
- (2) 提案書等の作成及び提出、プレゼンテーションの実施など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 本市は、審査及び説明を目的に、提案書等の写しを作成し、使用することができる。
- (4) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、公表することがある。
- (5) 提案書等について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

1 7 業務の委託方法

- (1) プrezentation審査で選定された優先交渉者に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）
- (2) 採択された企画提案を基に、市との協議において仕様の修正を加えた上で契約を行う。
- (3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 契約にあたっては、予算の議決後、予算の範囲内で改めて契約予定者と見積合わせを行う。

1 8 その他

- (1) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (2) 画像等の著作権や肖像権に関することは、提出業者において処理すること。
- (3) 契約履行過程で生じた制作物の著作権は市に帰属する。